

証券コード 5820
2022年6月3日

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

株 主 各 位

大阪市中央区本町一丁目4番8号

株式会社 三ツ星

代表取締役社長 競 良 一

第77期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第77期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

議案の内容は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類および株主総会参考書類」に記載の通りであります。当社取締役会は、株主様から提案された第6号議案および第7号議案（以下「本株主提案」といいます。）について反対しております。

当社取締役会の当該議案に対する反対意見は、本招集ご通知54頁から63頁までに記載のとおりであります。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主様の健康状態にかかわらず、極力、当日のご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。

当社としましては、委任状による議決権行使をお願いしておりますので、当日ご出席されない場合は、お手数ながら後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類および株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の「株主様の委任状による議決権の代理行使に関するお願い」をご参照いただき、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

なお、「委任状」および「議決権行使書用紙」は、同封の返信用封筒にて2022年6月23日（木曜日）午後5時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時

2. 場 所 大阪市中央区本町橋2番31号
シティプラザ大阪 4階 「KAI-海-」
(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項
報告事項

- 第77期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第77期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項**<会社提案（第1号議案から第5号議案まで）>**

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
- 第5号議案 新株予約権の無償割当ての件

<株主提案（第6号議案および第7号議案）>

- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

本株主提案（第6号議案および第7号議案）に係る議案の要領は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類および株主総会参考書類」（39頁から53頁まで）に記載のとおりであります。

4. 議決権行使にあたってのご注意

当社定款は、「当会社の監査等委員である取締役は4名以内とする。」と定めております。

他方、会社提案（第4号議案）では、監査等委員である取締役2名の選任を、株主提案（第7号議案）では監査等委員である取締役2名の選任を提案しており、両議案の全ての監査等委員である取締役が選任されると、現任の監査等委員である取締役1名を含め当社の定款に定める監査等委員である取締役の定員枠を超えてしまうこととなります。

かかる場合には、原則として、議決権行使書を含め、過半数のご賛同を得た監査等委員である取締役候補者を選任するものとさせていただきますが、採決の結果、過半数のご賛同を得た監査等委員である取締役候補者が3名を超えた場合には、賛成の議決権個数が多い監査等委員である取締役候補者から順に3名を上限として選任するものといたします。

5. その他招集に当たっての決定事項

代理人(※1)によるご出席の場合は、署名または記名押印された委任状(※2)を、株主様ご本人の議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。

※1 代理人は当社の株主に限らせていただき、1名とさせていただきます。

※2 委任状には代理人の氏名または名称および住所をご記載ください。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知にて提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」および計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kk-mitsuboshi.co.jp>) に掲載することにより開示しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面に記載しております事業報告、連結計算書類および計算書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.kk-mitsuboshi.co.jp>)に掲載させていただきます。
- ◎議決権行使書による議決権行使の際に、各議案につき賛否の表示がない場合は、「会社提案」については「賛」、「株主提案」については「否」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

本株主総会における議決権行使の公正性を害する行為への対応について

①QUOカードその他の金品を配布する等の経済的利益の提供を誘引として、委任状を取得し若しくは議決権行使書等による議決権行使を勧誘し若しくは促す方法、または、委任状の取得若しくは議決権行使書等による議決権行使に事実上の影響をおよぼす方法、②委任状の勧誘の際に当社のロゴを利用する等して株主様に当社からの勧誘であると誤解を生じさせるおそれのある表現を用いて委任状を取得する方法、③その他の不公正な方法を用いて、委任状や議決権行使書等による株主様の議決権行使に不当な影響をおよぼした事実（以下「本不正行為」といいます。）が客観的に確認された場合には、本株主総会における議決権行使の公正性を害するものとして、本不正行為により取得された委任状に基づく議決権行使、および本不正行為を受けてなされた議決権行使書等による議決権行使は、いずれも無効として取り扱う場合がございます。

なお、株主の皆様において、本不正行為が行われていることを認識した場合には、以下の連絡先までご連絡ください。

<ご連絡先> 〒541-0053
大阪市中央区本町一丁目4番8号
エスリードビル本町5階
株式会社三ツ星 総務部
TEL 06-6261-8881

議決権行使のご案内

1. 委任状による議決権行使のご案内

当社としましては、委任状による議決権行使をお願いしております。

委任状による議決権行使とは、代理人に対して議決権の行使を委任いただく方法です。

①同封の「株主様の委任状による議決権の代理行使に関するお願い」をご参照のうえ、委任状に必要事項をご記入いただき、②議決権行使書用紙とともに、③返信用封筒にて、2022年6月23日（木曜日）午後5時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

2. その他の方法による議決権行使のご案内

①株主総会にご出席をご希望の場合

同封の議決権行使書用紙を株主総会当日の会場受付にご提出ください。

②議決権行使書（郵送）で議決権行使をご希望の場合

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示いただき、2022年6月23日（木曜日）午後5時15分（行使期限）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

<新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ>

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主様の安全を第一に考え、本株主総会の開催方針を以下のとおりとさせていただきます。

- ・当日は、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会会場へのご来場は極力お控えください。
- ・株主総会会場では、お席の間隔を広くとるため、十分な席数が確保できない可能性がございます。株主様の安全面を考慮して、株主総会会場へのご入場をお断りさせていただく場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ・株主総会会場へご来場される株主様は、必ずマスクの着用をお願いいたします。また、ご入場の際には、アルコール消毒のご協力をお願いいたします。
- ・ご入場前に検温をさせていただき37.5度以上の発熱が確認された株主様、体調不良と思われる株主様は、ご入場をお断りすることやご退場いただく場合がございます。
- ・当日の運営スタッフは、マスク等を着用させていただきます。
- ・株主総会会場にご来場いただいた株主様へのお礼の品（お土産）の配布はございませんので、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。
- ・当日は開催時間短縮のため、報告事項および決議事項のご説明を例年より短縮させていただきますので、あらかじめ本招集ご通知をご確認いただきますようお願いいたします。
- ・株主総会当日までの感染症拡大の状況や政府等の発表内容等により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト（<https://www.kk-mitsuboshi.co.jp>）にその旨を掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が長期化し、終息の時期が見えないなかで、急激な円安の進行や資源価格の高騰なども続き、先行き不透明な状況で推移しました。また海外におきましても、ロシアのウクライナ侵攻問題、米国の連邦準備制度理事会（FRB）による金利引き上げと資産縮小などにより、不確実性が高まっております。

当社グループに関連する事業環境におきましては、設備投資においては持ち直しの動きがみられますが、公共投資においては依然高水準であるものの、このところ弱含みとなっております。また、住宅建設関連市場は弱含みとなっており依然として厳しい状況が続いております。一方で、自動車関連分野では、半導体不足の影響に伴う生産調整の影響や、サプライチェーンの問題から、十分な在庫を準備しておこうとする企業があり、電熱線事業は好調に推移しております。

当社グループにおきましては、当連結会計年度は2016年4月から取り組んできた、汎用品の経営リソースへの投資抑制と高付加価値製品への積極的な投資による改革の成果が実ってきた期であるといえます。これまでは汎用品販売の減少と先行投資による費用増が同時に起こる「生みの苦しみ」がありました。しかし、その過渡期を経た当連結会計年度は、高付加価値製品の開発力・生産力・販売力が強化され持続可能な成長が期待できる基盤体制が整いました。

また、ESG（環境・社会・統治）を中核に据えた経営も、社内に浸透・定着してまいりました。自然災害に対する防災・復旧対応、脱炭素化社会への取り組み、環境・海洋汚染問題など、環境や社会に関する様々な社会問題に対し、当社は軽石対策、海洋汚染対策、洋上風力発電などへの課題解決方法を提供し貢献しております。

その結果、経済環境が非常に厳しいなかではありましたが、当連結会計年度における売上高は9,187百万円（前年同期比20.3%増）、営業利益は237百万円（前年同期比20.4%増）、経常利益302百万円（前年同期比7.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は281百万円（前年同期比49.2%増）となりました。

事業別の業績は、次のとおりであります。

[電線事業]

電線事業の主要な市場である建設・電販業界は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化で半導体の供給不足が続いており、また、電線の主要材料である銅およびその他材料価格が期を通して高騰傾向であったことで、各種投資案件の見直しが発生するなど先行き不透明な状況で推移しました。

このような状況のもとで、水回り関連や高所関連の新分野開拓、新製品開発（9件）、商品説明会の実施、海外販売の強化などを行うとともに、材料価格アップに伴う価格改定を行った結果、売上高は6,353百万円(前年同期比25.4%増)となりました。

利益面におきましては、高付加価値製品の販売強化、継続的な経費削減等に取り組みましたが、他社との競合により価格転嫁が遅れたことで営業利益は135百万円（前年同期比17.6%減）と前年同期より減少する結果となりました。

一方で、海外子会社では日本向けのゴム電線の生産が好調に業績を伸ばしており、現地販売でのB to Bも大きく利益面で寄与しました。

[ポリマテック事業]

当事業に関連性のある新設住宅着工戸数は86万戸（前年同期比5%増）と増加しましたが、76期業績を牽引していました土木工事関連部材の受注減少と、在宅勤務等の業務体制の見直しによるオフィス関連部材の減少の影響を、新規顧客獲得および既存顧客での拡販案件獲得でカバーできず、全体の売上高は1,856百万円（前年同期比3.5%減）となりました。しかし、過去に獲得した新規顧客も業績に貢献し始め、新規顧客先ではリフォーム部材を含む内装建材企業の獲得ができました。

高機能チューブにおきましては、76期末より徐々に売上が増加し77期も安定した売上を計上しました。

利益面におきましては、生産性の改善等、コスト削減と製品価格の値上げに取り組みましたが、売上高（生産量）の減少および原材料・副資材・運送費の度重なる値上げの影響を受け、営業利益は4百万円（前年同期比72.0%減）となりました。

[電熱線事業]

電熱線・抵抗線事業に関連する経営環境におきましては、自動車に関係する産業機器、抵抗器等の部品向けを中心に需要が拡大し、特に産業用ロボット向け抵抗器需要が好調に推移しました。自動車のEV化やカーボンニュートラルの進展を背景に、電気制御に必要な抵抗器の需要は今後も拡大が続くものと予測されます。

一方、需要回復に加え、各社のBCP対策や、在庫水準の見直しなどを背景に様々な材料の調達環境が逼迫し、納期の長期化が常態化しました。

当事業ではスピード感のある営業対応や新工場移転に伴う生産性向上など供給体制の強化を図り、納期の短縮化に取り組むことで、競合他社との差別化を進め、新規開拓につなげました。

また、数年前から取り組んできた自動車関連、産業機器、抵抗器業界への新規開拓が成果として表れてきました。

その結果、売上高は977百万円（前年同期比50.8%増）、営業利益は97百万円（前年同期比478.9%増）となりました。

事業	売上高	構成比
電線事業	6,353,005千円	69.2%
ポリマテック事業	1,856,476	20.2
電熱線事業	977,931	10.6
計	9,187,413	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は128百万円で、その主なものは次のとおりであります。（資産除去債務に対応する除去費用の資産計上額は含まれておりません。）

株式会社三ツ星	ソフトウェア 基幹システム追加分	22百万円
シルバー鋼機株式会社	サーバー	5百万円

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達の状況につきましては、特記すべき重要な事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期 (当連結会計年度)
売 上 高	千円 9,164,723	千円 8,522,227	千円 7,637,791	千円 9,187,413
経 常 利 益	千円 298,156	千円 216,433	千円 281,450	千円 302,006
親会社株主に帰属する 当期純利益	千円 613,481	千円 184,944	千円 188,432	千円 281,067
1株当たり当期純利益	円 537.24	円 161.97	円 164.82	円 245.46
総 資 産	千円 10,311,180	千円 9,668,169	千円 9,979,789	千円 10,419,347
純 資 産	千円 5,656,302	千円 5,683,174	千円 5,959,647	千円 6,170,567
1株当たり純資産額	円 4,953.52	円 4,977.05	円 5,210.66	円 5,386.13

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式の総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式の総数により算出しております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
シルバー鋼機株式会社	48 百万円	100.0 %	電熱線・帯等の製造・販売
MITSUBOSHI PHILIPPINES CORPORATION	21,221 千ペソ	100.0 %	電線およびプラスチック押出成形品の製造・販売

(注) 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社2社のほかに1社があり、計3社であります。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにおきましては、新型コロナウイルス感染症の終息の目処が未だたらず、またロシアのウクライナ侵攻による社会・経済の不安定化が見られるなかで、原材料価格の上昇や金融資本市場の変動、供給面での制約等によるリスクによって、厳しい状況で推移するものと思われま

す。このような状況下ではありますが、当社グループはこれまで継続してきた改革「海外マーケット拡大への取り組み」「新製品開発を可能とする技術力向上への取り組み」「電熱線事業への取り組み」「基幹システムへの取り組み」「従業員エンゲージメントへの取り組み」「営業活動における取り組み」「情報発信における取り組み」「社会課題への取り組み」の成果をあげて、持続可能な成長トレンドを目指してまいります。

【電線事業】

電線事業におきましては、当事業に関連の深い公共事業予算は前年同期から横ばいではありますが、そのなかの「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」では防災・減災について重点化された予算になっております。また、産業別国内生産はグローバル需要と内需の回復により工作機械、自動車産業を中心とした産業機械分野の業績回復に伴う設備投資増加が予測されるため、当社としましては継続した既存得意先の深耕および新規得意先開拓を行い積極的に営業活動を展開してまいります。

また、2021年12月にPVC（塩化ビニル）素材の優れた特徴を活かして、生活の利便性向上・環境配慮・リサイクル・安全・防災などの社会のニーズに応える商品を公募するコンテスト『PVC Award 2021』（主催：塩ビ工業・環境協会など、後援：経済産業省など）にて準大賞を受賞した当社の「水中機器用フロートケーブル」が2022年1月に国土交通省が運営する『NETIS (New Technology Information System)』に登録されたことで、今後公共事業への積極的な参入が見込めるようになったため、当該製品の更なる販路拡大に努めてまいります。

新製品の開発としては、近年の建物の高層化に伴い、工事現場で使用される仮設用エレベーターケーブルに対するより高い耐久性・安全性が求められており、この要望に応えるため従来品の導体補強材（アラミド繊維）より約1.2倍の破断強度を有するLCP (Liquid Crystal Polymer)繊維を使用することで耐張力・耐しごき性を向上させた『ウエイトバランス式仮設用エレベーターケーブル (WB-CVCT-HS) 』を開発しました。

さらに新製品創出に向けた産学連携も強化しており、2018年から始めた複数の大学と共同研究も継続して行っています。今後も技術・営業・製造の各部門連携を強化し製品開発・新分野開拓を行い、社会に貢献できる物作りに取り組んでまいります。

【ポリマテック事業】

ポリマテック事業におきましては、当事業の業績に影響する新設住宅着工戸数は2021年度は86万戸となり、2022年度は84万戸を見込んでいます。新築は価格高騰を背景に低水準で推移するとみられますが、在宅時間やリモートワークの増加等、生活様式の変化に合わせた中古戸

建てへの住み替えによるリフォームおよびエクステリア部材の増加を見込んでおります。

高機能チューブにおきましては、材料確保を行うことで海外メーカーへの供給増加に対応し、売上増加を見込んでおります。今後は、原材料の値上げ、副資材、運送費の更なる値上げが予測される環境のなか、値上げによる適正価格での販売と顧客への安定供給を進めてまいります。

このような市場環境のなか、営業部門では住宅建材業界を含む新規開拓において積極的な訪問活動を行い、また電話やメールも活用し情報収集と案件獲得に努めてまいります。製造部門では効率生産、ロス材料の再利用等、ムリ・ムダ・ムラの排除を徹底し原価低減に努めてまいります。製品開発では廃プラなど環境に配慮した材料を活用した物作りを進めてまいります。また77期より進めてまいりました国内住宅市場の縮小を見据えた海外市場（樹脂製品）の開拓も、国際事業部と連携し強化してまいります。

【電熱線事業】

電熱線事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の終息時期が見えないことや、ウクライナ情勢の影響によるニッケル価格の高騰や調達難の懸念があり、引き続き厳しい事業環境が続く可能性があります。

当事業の主要な市場である白物家電分野では、コロナ禍での「楽筆り需要」や「衛生志向」により、外出機会を減らしたいということ为背景に大型かつ高機能の冷蔵庫の販売が好調に推移しております。但し、今後は「楽筆り需要」がピークアウトし、需要の伸びが鈍化する懸念があります。産業機器分野では、自動車の回復や半導体不足解消のための設備投資、カーボンニュートラルを背景としたEV車需要の高まり、世界的な少子高齢化社会による労働人口の減少、今般のパンデミックのような事態が起きた際の生産停止リスクの回避などによる自動化需要の高まりを受け、産業用ロボットなどへの需要が、今後も増していくことが見込まれます。これらの状況を背景にヒーターや抵抗器の需要も増していくものと考えられます。但し、部材、部品の調達難による各社での生産調整の動きや、この状況を背景に各社が実需以上の在庫積み増しや二重・三重の発注を行ってきた反動で供給過剰に陥る事態も懸念されております。

今後の課題としてコロナ感染問題や緊迫するウクライナ情勢を背景に、当事業のマーケットは混乱し、サプライチェーンの見直しなど大きく変化しようとしています。また近年の世界経済は、カーボンニュートラルに大きく舵を切っており、その動きに沿った事業展開に軸を移していきます。特に、将来にわたって拡大するであろう抵抗器向け抵抗線・帯の拡充に注力します。

喫緊の課題としては、原材料の安定調達と製品の安定供給の実現となります。調達枠拡大、調達先の多様化、調達手法の工夫により安定調達の実現に取り組んでまいります。営業基盤拡大においても材料調達力の強化は、必須です。調達力強化により、マーケットにおける優位性の確保に取り組んでまいります。

また、引き続き産業機器分野、抵抗器分野、海外市場での新規顧客、新規案件の更なる開拓

に努めるとともに、既存顧客においても各社の動向や在庫水準について、きめ細かい情報収集に注力し、当社への発注割合増を獲得できるよう、より満足度の高い「品質」「納期」「サービス」の提供や、取扱鋼種の拡大に引き続き注力するとともに生産性向上と原価低減を図り、業績の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、次の製品の製造・販売および仕入商品の販売を行っております。

事業部門	主要品目
電線事業	天然ゴムキャブタイヤケーブル、合成ゴムキャブタイヤケーブル、架橋ポリエチレンケーブル、溶接用ケーブル、制御用ケーブル、プラスチックキャブタイヤケーブル、プラスチックコード、その他
ポリマテック事業	プラスチック押出成形品、射出成形品、真空成形品、高機能チューブ、LED関連商品、その他
電熱線事業	電熱線・帯、その他

(6) 主要な営業所および工場 (2022年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本 社 大 阪 市 中 央 区

(電 線 事 業)

支 店 大 阪 支 店 (大阪市中央区)
 支 店 東 京 支 店 (東京都中央区)
 支 店 九 州 支 店 (福岡市南区)
 支 店 名 古 屋 支 店 (名古屋市名東区)
 工 場 滋 賀 工 場 (滋賀県甲賀市)

(ポリマテック事業)

支 店 大 阪 支 店 (大阪市中央区)
 支 店 東 京 支 店 (東京都中央区)
 工 場 羽 曳 野 工 場 (大阪府羽曳野市)

② 主要な子会社の事業所

国 内 シルバー鋼機株式会社 本社 (東京都中央区)

海 外 MITSUBOSHI PHILIPPINES CORPORATION (フィリピン共和国)

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
電線事業	111 (51) 名	6名増 (8名増)
ポリマテック事業	47 (34)	5名減 (1名増)
電熱線事業	26 (3)	- (1名増)
全社 (共通)	47 (9)	3名増 (-)
合計	231 (97)	4名増 (10名増)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 「全社 (共通)」として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
159 (72) 名	1名増 (4名増)	40.6歳	15.6年

- (注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	407,494千円
株式会社静岡銀行	221,866千円

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 3,800,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 1,145,640株 (自己株式121,015株を除く。) |
| ③ 株主数 | 564名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株主名	持株数	持株比率
有限会社ツカモト	111,800株	9.76%
スリースター有限会社	92,630	8.09
本多敏行	67,300	5.87
株式会社ルーツビジネスサポート	63,200	5.52
有限会社杉山製作所	63,000	5.50
合同会社サクセスインベストメント	62,600	5.46
アダージキャピタル有限責任事業組合 組合員 株式会社シンシア工務店	54,600	4.77
羽生忍	42,300	3.69
津田電線株式会社	38,600	3.37
アダージキャピタル有限責任事業組合	25,700	2.24

(注) 1. 上記のほか、当社が自己株式121,015株を保有しております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社取締役に対し交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名に対し、合計1,600株であります。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	競 良 一	
取 締 役	松 山 元	執行役員 総務部長
取 締 役	前 田 康 智	執行役員 営業統括担当 MITSUBOSHI PHILIPPINES CORPORATION PRESIDENT
取締役 (監査等委員)	大 林 良 寛	弁護士 (弁護士法人淀屋橋・山上合同 社員パートナー)
取締役 (監査等委員)	中 村 健 三	弁護士 (中村総合法律事務所 代表) 株式会社ユキ・マネジメント・アンド・リサーチ 社外取締役 株式会社フィットワークス 社外監査役 株式会社マコト電気 社外取締役
取締役 (監査等委員)	奥 澤 望	公認会計士 税理士 (奥澤会計事務所 所長) リードアカウンティング株式会社 代表取締役

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 大林良寛氏、中村健三氏および奥澤望氏は社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 奥澤望氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 当社は、取締役 (監査等委員) 大林良寛氏、中村健三氏および奥澤望氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中における取締役の担当の異動は次のとおりであります。

氏 名	異動前	異動後	異動年月日
前 田 康 智	取締役 執行役員 電線事業部長	取締役 執行役員 営業統括担当	2022年1月1日

② 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
小林明彦	2021年6月24日	任期満了	取締役（監査等委員） akソリューションアドバイザー株式会社 会長 株式会社シーボン 社外取締役 株式会社スポーツフィールド 社外取締役

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役（監査等委員）は、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社では役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で契約しており、その概要は次のとおりであります。

イ. 被保険者の範囲

当社の会社法上の役員等および執行役員

ロ. 保険適用地域と保険期間

保険適用地域は全世界、保険期間は2022年4月1日～2023年4月1日

ハ. 補償対象

被保険者がその職務の執行に責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補償することとしております。

ニ. 被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置

公序良俗に反する以下の行為を免責としております。

①被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求

②被保険者の犯罪行為、または被保険者が違法であることを認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求

③被保険者に報酬または賞与等が違法に支払われたことに起因する損害賠償請求

④被保険者が行ったインサイダー取引に起因する損害賠償請求

⑤違法な利益の供与に起因する損害賠償請求

ホ. 保険料負担

全額当社が負担

⑤ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除き、以下「対象取締役」という。「イ」内において同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る対象取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

対象取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

a. 基本方針

当社は、優れた経営人材を確保し、適切な処遇を行うために世間水準および経営内容、従業員給与等のバランスを考慮して決定することを基本方針としております。また対象取締役の報酬は、当社の持続的な企業価値の向上に向けて、中期経営計画の実現および短期業績の達成へのインセンティブを与えるとともに、株主と対象取締役との利益共有を図れるものとしております。

当社の対象取締役の報酬は、毎月、固定報酬として支給する基本報酬（金銭報酬）と毎年一定の時期に支給する業績連動報酬等（金銭報酬）および非金銭報酬として支給する株式報酬（譲渡制限付株式報酬）により構成されております。

なお、監査等委員である取締役の報酬は、業務執行とは完全に独立した立場でその役割と責任を果たすことを期待されていることから、業績に連動しない基本報酬のみとしております。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は、想定するビジネスおよび人材の競業他社に対して遜色ない水準を目標としております。定期的に民間調査会社による役員報酬サーベイの実施データに基づいて国内同等企業水準の確認を行うと同時に、従業員給与等の水準（対象取締役との格差、世間水準との乖離等）にも留意し、役職、職責に応じて調整・決定しております。

c. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

(i) 業績連動報酬等は、会社業績と個人の目標達成に応じて対象取締役相互間で評価し決定する仕組みとしております。業績連動報酬等に係る指標は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため、連結自己資本利益率（ROE）、連結売上高経常利益率、EBITDA（税引前利益＋特別損益＋支払利息＋減価償却費）、連結経常利益、連結当期純利益を重要業績評価指標(KPI)としております。当該指標を選択した理由は、業績を達成することへの責任をより明確にし、中期経営計画の達成および企業価値向上への貢献意欲を高めるためであります。

(ii) 株式報酬につきましては、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を採用しております。

本制度により対象取締役に対して発行または処分される当社の普通株式の総数は年12千株以内としております。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日の終値を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会において決定しております。また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限株式割当契約を締結しております。

譲渡制限満了日は、対象取締役の退任または退職する日であります。ただし、対象取締役が期間満了する前に、正当な理由により退任または退職した場合または死亡により退任または退職等した場合、譲渡制限を解除する本株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとしております。

- d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の対象取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業績連動報酬等における支給基準につきましては、達成率に応じて支給することとしており、基本報酬の0%~25%相当を每期支給することとしております。

株式報酬については、基本報酬の0%~60%相当を每期支給することとしております。

- e. 対象取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社の対象取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する基本方針は、指名・報酬諮問委員会にて審議のうえ、取締役会において決定することとしており、その権限の内容および裁量の範囲は、株主総会が決定した報酬総額の限度内で役員毎の支給水準と業績連動報酬割合に応じたものとしております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	56,538 (-)	48,810 (-)	5,648 (-)	2,080 (-)	3 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	14,400 (14,400)	14,400 (14,400)	- (-)	- (-)	4 (4)
合 計 (うち社外役員)	70,938 (14,400)	63,210 (14,400)	5,648 (-)	2,080 (-)	7 (4)

- (注) 1. 上記には、2021年6月24日開催の第76期定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員である社外取締役1名を含めております。
2. 取締役 (監査等委員を除く。) の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 業績連動報酬等に係る業績指標は、連結自己資本利益率（ROE）、連結売上高経常利益率、EBITDA（税引前利益＋特別損益＋支払利息＋減価償却費）、連結経常利益、連結当期純利益であり、その実績は、ROE4.6%、連結売上高経常利益率3.3%、EBITDA533,569千円、連結経常利益302,006千円、連結当期純利益281,067千円であります。

当該指標を選択した理由は、設備投資、株主還元などの観点や、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるための重要業績評価指標（KPI）と位置付けたためであります。当社の業績連動報酬等は、職位別の基準額に対して、会社業績と個人の目標達成に応じて取締役相互間での評価に対する乗率と支給月数を乗じたもので算定されております。

4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当の際の条件等は、「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「2. (1)⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社取締役に對し交付した株式の状況」に記載しております。

5. 取締役の金銭報酬の額は、2017年6月27日開催の第72期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く。）が年額120万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）が年額30万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、取締役（監査等委員を除く。）が4名、取締役（監査等委員）が3名であります。

また、金銭報酬とは別枠で、2020年6月24日開催の第75期定時株主総会において、株式報酬の額として年額36万円以内、株式数の上限を年12千株以内（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は3名であります。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

地 位	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況	重 要 な 兼 職 先 と 当 社 と の 関 係
取 締 役 (監査等委員)	大 林 良 寛	弁護士法人淀屋橋・山上合同 社員 パートナー	重要な取引その他の関係はありません。
取 締 役 (監査等委員)	中 村 健 三	中村総合法律事務所 代表 株式会社ユキ・マネジメント・ア ンド・リサーチ 社外取締役 株式会社フィットワークス 社外監査役 株式会社マコト電気 社外取締役	重要な取引その他の関係はありません。
取 締 役 (監査等委員)	奥 澤 望	奥澤会計事務所 所長 リードアカウンティング株式会 社 代表取締役	重要な取引その他の関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出 席 回 数		発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要等
		取締役会	監査等委員会	
社外取締役 監査等委員	大 林 良 寛	14回／14回開催	12回／12回開催	<p>弁護士としての豊富な経験と高度な専門知識を有しており、専門的な見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うなど取締役会の監督機能強化に適切な役割を果たしております。</p> <p>監査等委員会においても、監査結果についての意見交換等、専門的な見地から適宜、必要な発言を行っております。</p> <p>また、指名・報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
社外取締役 監査等委員	中 村 健 三	14回／14回開催	12回／12回開催	<p>弁護士としての豊富な経験と高度な専門知識を有しており、専門的な見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うなど取締役会の監督機能強化に適切な役割を果たしております。</p> <p>監査等委員会においても、監査結果についての意見交換等、専門的な見地から適宜、必要な発言を行っております。</p> <p>また、指名・報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>
社外取締役 監査等委員	奥 澤 望 (2021年6月24日就任)	11回／11回開催	9回／9回開催	<p>公認会計士および税理士としての豊富な経験と高度な専門知識を有しており、専門的な見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うなど取締役会の監督機能強化に適切な役割を果たしております。</p> <p>監査等委員会においても、監査結果についての意見交換等、専門的な見地から適宜、必要な発言を行っております。</p> <p>また、指名・報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>

(4) 会計監査人の状況

① 名称 仰星監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会が報酬等に同意した理由につきましては、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性等を慎重に審議した結果、相当であると判断いたしました。

③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨およびその理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が監督官庁等から処分を受けるほか、会計監査人の監査体制および独立性や専門性などにおいて問題があり、適正な監査の遂行が困難と認められる場合、その他解任または不再任の必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 会社の支配に関する基本方針

当社は、2022年4月8日開催の当社取締役会において、当社の財務および事業の方針を決定する者の在り方に関する基本方針を定めるとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、以下の当社株式の大規模買付行為等への対応策（以下「本対応方針」といいます。）を導入することを決議いたしました。

①当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模な買付等がなされた場合に、当該買付等に応じるか否かは、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案のなかには、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも存在します。

このようななか、当該大規模買付行為等が、当社の企業価値ないし株主共同の利益におよぼす影響を株主の皆様に適切にご判断いただくためには、大規模買付者からの必要かつ十分な情報の提供が必要不可欠です。そして、その判断を適確に行うためには、大規模買付者からの情報にとどまらず、大規模買付者の提案内容等を当社取締役会が評価・検討した結果を株主の皆様に提供することが必要であることもいうまでもありません。

そこで、当社は、本対応方針において、①大規模買付者に株主の皆様がその是非を判断するために必要かつ十分な情報の提供を求めるとともに、②当社取締役会として、当該大規模買付者の提案内容が当社の企業価値ないし株主共同の利益にどのような影響をおよぼすか、また、大規模買付者の提案内容に対する経営方針等の当社取締役会としての代替案を提供するとともに、必要に応じて、大規模買付者と当社の経営方針等に関して交渉または協議を行うこととし、③これらを踏まえ、株主の皆様が大規模買付行為等の是非を判断するために必要な時間を確保することを目的として、大規模買付行為等があった際には、適切な措置を講じることとします。

そして、前述のとおり、当社は、大規模買付行為等に応じるか否かの判断は、最終的には株主の総体的意思に基づき行われるべきものと考えております。そのため、当社取締役会としましては、本対応方針に定める手続を経て、株主の皆様が、大規模買付行為等の目的や内容等の詳細を検討し、その是非を判断するのに必要な時間と情報が事前に十分提供されたうえで、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものとして当該大規模買付行為等の実行に同意される場合には、これを否定するものではありません。

そのため、大規模買付者が本対応方針に定めた手続を遵守する限り、当社取締役会が本対応方針に基づく對抗措置を発動するにあたっては、大規模買付行為等に応じるか否かにかかる当社の

株主の皆様による意思表示の場として、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催することといたします。その結果、株主の皆様が大規模買付行為等に賛同する意思を表明された場合、すなわち、当社が大規模買付行為等に対する対抗措置を講じることにかかる議案について、株主意思確認総会の普通決議によって承認可決されなかった場合、当社取締役会といたしましては、当該大規模買付行為等を阻止するための行為を行いません。

したがって、本対応方針に基づく対抗措置（具体的には新株予約権の無償割当て）は、(a)対抗措置の発動につき株主意思確認総会による承認が得られた場合であって、かつ、大規模買付者が大規模買付行為等を撤回しない場合、または、(b)大規模買付者が手続を遵守しない場合にのみ、独立委員会による勧告を最大限尊重して発動されます。

②基本方針の実現に資する特別な取組み

ア. 当社の企業価値および株主共同の利益向上に向けた取り組み

a. 当社の経営理念と経営方針

(i) 当社の経営理念

環境・社会の変化を迅速かつ確に捉え、その変化に伴うニーズに即応する技術開発を通じて、環境・社会に貢献するということをミッションとします。その基本に、コンプライアンスの徹底と、品質向上・品質管理に尽力します。

(ii) 当社の経営方針

経営方針としては、E（環境）・S（社会）に貢献することを使命とし、ESGを中核に据え、持続的な成長を実現するため、経営資源（ヒト・モノ・カネ）の充実・強化を図ります。特に「ヒト（従業員）」に重点を置き、人材確保と人材区政に努めるとともに、働き甲斐のある職場づくりに真摯に取り組めます。

b. 経営方針を具現化するための中長期的な会社の経営戦略

経営戦略としては、環境・社会の変化に即応し、持続的な成長を実現する為、「新分野開拓」「新製品創出」「新顧客増強」「新グローバル戦略推進」の4S運動に取り組めます。

(i) 「新分野開拓」

新分野を開拓し、高付加価値製品を提供することで、圧倒的なシェアを確保する分野をつくり出し、利益率向上を図ります。また、河川・海洋関連の水回り分野とエレベーターなどの高所分野に注力します。

(ii) 「新製品創出」

顧客ニーズを捉えた画期的な製品や世の中の動き（E：環境、S：社会）をふまえた製品の開発を推進しつつ、利益に直結する製品開発に取り組みます。

(iii) 「新顧客増強」

商品説明会への注力やホームページの充実等による情報発信を強化し、顧客の拡充とネットワーク拡大を図ります。

(iv) 「新グローバル戦略推進」

今後、成長が見込まれる海外マーケットを電線事業、ポリマテック事業、電熱線事業で開拓します。またMPC（海外子会社）は海外営業拠点のみならず、BCP（事業継続計画）の拠点とします。

イ. コーポレート・ガバナンスに関する取組

a. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、透明性の高い経営の実現と企業価値の向上を目指し、ステークホルダーである株主・取引先・社会から信頼され、成長し続ける企業集団となるために、「意思決定プロセスの透明性」の向上、ディスクロージャーおよびアカウンタビリティ（説明責任）の強化、コンプライアンスを始めとする危機管理の徹底、ステークホルダーの利益を守るためのガバナンス体制の構築を経営上の最重要課題として位置づけております。

c. 当該体制を採用する理由

(i) 当該体制の概要

当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員は全員社外取締役で構成されております。また、取締役会、監査等委員会の主たる機関があり、その補助機関や諮問機関として経営会議や指名・報酬諮問委員会などを設置しております。

取締役会は6名（うち3名は監査等委員である社外取締役）の取締役で構成され、毎月1回定時に開催しているほか、必要に応じて適宜臨時に開催しており、法令や定款に記載されている事項のほか、会社経営に関する基本方針および業務運営に関する重要事項の決定ならびに取締役の職務の執行を監督しております。監査等委員会は社外取締役3名で構成され、監査等委員会を原則月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催し、法令および監査等委員会規則に定められた事項を決定または協議するとともに、取締役の職務の執行の監査等を行っております。

経営会議は、取締役・部門長および部店長等で構成され、原則四半期に1回の定例で開催し、各部門の業績結果、通期見込の報告、事業部別報告、社長からの指示等を行っております。

指名・報酬諮問委員会は、過半数を社外取締役で構成し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指名、報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として、取締役会の下にその諮問機関として設置し、毎年原則1回以上開催しているほか、必要に応じて適宜開催し、取締役の選・解任や代表取締役の選定・解職ならびに取締役の個人別の報酬の内容について審議し、取締役会に対して助言・提言を行っております。

(ii) 当該体制を採用する理由

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、さらなる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、当該体制を採用しております。

d. その他

その他の当社のコーポレート・ガバナンスに関する取組みについては、当社のコーポレート・ガバナンスに関する報告書をご参照ください。

③本対応方針（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）の概要

上記のとおり、当社は、2022年4月8日開催の当社取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって

当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本対応方針を導入することを決議いたしました。

本対応方針は、当社の企業価値ないし株主共同の利益を最大化することを目的として、上記①「会社の支配に関する基本方針」に沿って導入されるものです。

当社取締役会は、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かの判断については、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化の観点から、最終的には株主の皆様によってなされるべきものと考えております。そのため、当社は、当社株式の大規模買付行為等に関するルールとして本対応方針を設定し、大規模買付行為等に先立ち、大規模買付者に対して大規模買付行為等に関する必要かつ十分な情報の提供を求めるとともに、当社取締役会として大規模買付情報を十分に評価・検討し、大規模買付者との交渉や株主の皆様への代替案の提示等を行なうための期間を確保することといたします。なお、本対応方針の詳細については、本書の第5号議案の別紙3に全文を掲載しております。

④本対応方針の合理性を高める仕組み

当社では、本対応方針の設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本対応方針が上記①「会社の支配に関する基本方針」に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

a. 買収防衛策に関する指針等の趣旨を踏まえたものであること

本対応方針は、平時に導入されるいわゆる買収防衛策とは異なるものではありませんが、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が2021年6月11日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の趣旨を踏まえたものとなっており、これらの指針等に定められる要件のうち、有事の対応方針にも妥当するものについては、本対応方針においても充足されています。

b. 買収防衛策に関する指針等の趣旨を踏まえたものであること

本対応方針は、当社株式に対する大規模買付行為等に際し、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

- c. 株主意思を直接的に反映するものであること（取締役の恣意的判断の排除）
大規模買付者が本対応方針に定めた手続を遵守する限り、当社取締役会が本対応方針に基づいて対抗措置を発動することができる場面を、株主意思確認総会において対抗措置発動の決議がされた場合に限定しております。したがって、対抗措置の発動の適否の判断に際して、株主の皆様のご意思が直接的に反映される設計としております。
- d. 独立性の高い社外者の判断の重視（取締役の恣意的判断の排除）
本対応方針の必要性および相当性を確保し、取締役の保身のために本対応方針が濫用されることを防止するため、対抗措置の発動の是非その他本対応方針に則った対応を行うにあたって必要な事項について、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を受け、当該勧告を最大限尊重することとしており、取締役の恣意的判断を排除し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本対応方針の透明な運用を担保するための手続も確保されております。
- e. デッドハンド型買収防衛策ではないこと
本対応方針は、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元の充実を経営の優先課題の一つとして位置づけており、利益配分に関しましては、安定的な利益配当を実施することを基本方針とし、連結業績を考慮しながら、株主の皆様への利益還元を図ってまいります。

内部留保金につきましては、会社の競争力強化を目的に、積極的な設備投資や研究開発投資等を行うとともに、内部留保の充実に努めることにより、長期的に安定した経営基盤の強化を図ってまいります。

また、財務体質の強化を図ることにより、長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

- ~~~~~
1. 本事業報告に記載されている金額については、表示単位未満の端数は切り捨てて表示しております。
 2. 本事業報告に記載されている金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,874,185	流動負債	2,827,892
現金及び預金	1,071,992	支払手形及び買掛金	545,658
受取手形	424,603	電子記録債務	1,513,563
電子記録債権	745,405	短期借入金	45,899
売掛金	2,270,967	1年内返済予定の長期借入金	319,263
商品及び製品	1,400,280	リース債務	68,256
仕掛品	317,663	未払金	147,611
原材料及び貯蔵品	497,590	未払法人税等	75,430
その他	145,681	賞与引当金	66,675
		その他	45,533
固定資産	3,545,161	固定負債	1,420,886
有形固定資産	2,807,453	長期借入金	1,089,832
建物及び構築物	872,799	繰延税金負債	81,279
機械装置及び運搬具	313,822	リース債務	182,218
土地	1,521,350	退職給付に係る負債	34,146
建設仮勘定	10,315	その他	33,409
その他	89,164	負債合計	4,248,779
無形固定資産	179,424	(純資産の部)	
投資その他の資産	558,283	株主資本	5,871,349
投資有価証券	509,658	資本金	1,136,518
繰延税金資産	4,257	資本剰余金	1,133,843
その他	44,367	利益剰余金	3,747,091
資産合計	10,419,347	自己株式	△146,104
		その他の包括利益累計額	299,218
		その他有価証券	259,241
		評価差額金	29,227
		為替換算調整勘定	10,750
		退職給付に係る調整累計額	
		純資産合計	6,170,567
		負債・純資産合計	10,419,347

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	9,187,413
売上原価	7,455,238
売上総利益	1,732,174
販売費及び一般管理費	1,494,744
営業利益	237,430
営業外収益	82,394
受取利息及び受取配当金	16,952
受取家賃	6,480
助成金収入	17,572
為替差益	14,705
その他	26,684
営業外費用	17,818
支払利息	11,112
訴訟関連費用	3,000
その他	3,705
経常利益	302,006
特別利益	132,169
投資有価証券売却益	66,786
退職給付制度終了益	65,383
特別損失	20,485
固定資産除却損	2,373
投資有価証券売却損	6,840
事務所移転費用	3,369
株主提案対策費用	7,901
税金等調整前当期純利益	413,691
法人税、住民税及び事業税	98,276
法人税等調整額	34,346
当期純利益	281,067
親会社株主に帰属する当期純利益	281,067

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,169,446	流動負債	2,486,589
現金及び預金	834,665	支払手形	8,172
受取手形	360,299	電子記録債権	1,325,460
電子記録債権	655,460	買掛金	536,143
売掛金	2,156,681	1年内返済予定の長期借入金	306,759
商品及び製品	1,374,476	リース負債	45,332
仕掛品	220,827	未払法人税等	115,036
原材料及び貯蔵品	351,166	未払法人税等	66,034
1年内回収予定の 関係会社長期貸付金	59,578	預り金	13,267
前払費用	34,438	賞与引当金	49,875
その他	121,850	その他	20,506
固定資産	3,359,859	固定負債	971,324
有形固定資産	1,988,642	長期借入金	780,470
建物	374,439	リース負債	67,014
構築物	35,873	繰延税金負債	91,085
機械及び装置	149,250	資産除去債務引当金	25,300
車両運搬具	0	その他	7,455
工具器具備品	73,391	負債合計	3,457,913
建設仮勘定	10,315	(純資産の部)	
土地	1,345,371	株主資本	5,812,151
無形固定資産	175,058	資本金	1,136,518
電話加入権	3,448	資本剰余金	1,133,843
ソフトウェア	152,428	資本準備金	1,133,596
ソフトウェア仮勘定	19,182	その他資本剰余金	246
投資その他の資産	1,196,158	利益剰余金	3,687,893
投資有価証券	505,720	利益準備金	87,500
関係会社株式	434,084	その他利益剰余金	3,600,393
出資金	3,110	別途積立金	2,045,000
関係会社長期貸付金	216,790	繰越利益剰余金	1,555,393
その他	36,454	自己株式	△146,104
資産合計	9,529,306	評価・換算差額等	259,241
		その他有価証券評価差額金	259,241
		純資産合計	6,071,392
		負債・純資産合計	9,529,306

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	8,063,533
売上原価	6,692,797
売上総利益	1,370,736
販売費及び一般管理費	1,299,321
営業利益	71,414
営業外収益	93,363
受取利息及び受取配当金	41,630
受取家賃	6,480
助成金の収入	18,922
その他	26,330
営業外費用	11,834
支払利息	5,144
訴訟関連費用	3,000
その他	3,689
経常利益	152,943
特別利益	132,219
固定資産売却益	49
投資有価証券売却益	66,786
退職給付制度終了益	65,383
特別損失	20,485
固定資産除却損	2,373
投資有価証券売却損	6,840
事務所移転費用	3,369
株主提案対策費用	7,901
税引前当期純利益	264,678
法人税、住民税及び事業税	53,968
法人税等調整額	36,179
当期純利益	174,530

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

株式会社 三 っ 星
取 締 役 会 御 中

仰星監査法人
大阪事務所

指 定 社 員	公認会計士	田 邊 太 郎
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	俣 野 朋 子
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社三ッ星の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三ッ星及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

株式会社 三 ツ 星
取締役会 御中

仰星監査法人
大阪事務所

指 定 社 員	公認会計士	田 邊 太 郎
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	俣 野 朋 子
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三ツ星の2021年4月1日から2022年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第77期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社社員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

株式会社 三ツ星 監査等委員会

監査等委員 大林良寛 ㊟

監査等委員 中村健三 ㊟

監査等委員 奥澤望 ㊟

(注) 監査等委員大林良寛、中村健三、奥澤望は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類および株主総会参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

株式会社三ツ星
代表取締役社長 競 良一

2. 議案および参考事項

<会社提案（第1号議案から第5号議案まで）>

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様への利益還元の実現を経営の優先課題の一つとして位置づけ、利益配分に関しましては、安定的な利益配当を実施することを基本方針としております。

また、当社は2022年3月24日に設立75周年を迎えました。つきましては、これまでの株主の皆様のご支援にお応えするため、普通配当50円に記念配当10円を加え、当期の期末配当は1株につき60円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金60円（普通配当50円・記念配当10円）といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、68,738,400円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任および報酬等につきましては、「指名・報酬諮問委員会」に監査等委員である社外取締役3名全員が出席して意見を述べ、取締役候補者（監査等委員である取締役を除く。）の選任の件および個人別の報酬等の内容を確認し、監査等委員会において報告、協議いたしました。

この結果、監査等委員会としては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任および報酬等のいずれについても会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はないとの結論に至っております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1 再任	きそい 競 りょう 良 いち 一 (1951年7月1日生)	1975年4月 (株)富士銀行（現(株)みずほ銀行）入行	9,300株
		2003年8月 上野製菓(株)取締役財務部長	
		2003年11月 同社常務取締役	
		2007年6月 エスアールジータカミヤ(株)（現(株)タカミヤ）取締役常務執行役員総務・財務担当	
		2011年6月 同社監査役	
		2015年4月 当社入社 執行役員経営企画部長	
		2015年6月 当社専務取締役	
		2016年4月 当社代表取締役副社長	
		2018年6月 当社代表取締役社長（現任）	
取締役候補者とする理由			
銀行における豊富な経験と実績に加え、経営にも永年にわたり携わるなど高い見識と能力を有しております。また当社入社後は経営企画部門の担当として全社経営戦略を立案・推進するなどの実績に加え、代表取締役社長としてグローバルな観点からグループ全体の経営を担っており、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
2 再任	まつ やま はじめ 松山元 (1962年1月12日生)	1992年8月 当社入社 2009年12月 当社管理統括部総務部長 2011年7月 当社総務部長(現任) 2013年6月 当社執行役員(現任) 2018年6月 当社取締役(現任)	2,700株
		取締役候補者とする理由	
		当社の総務部門における豊富な経験と実績に加え、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役候補者となりました。	
3 再任	まえ だ やす とも 前田康智 (1974年12月20日生)	2004年10月 当社入社 2009年2月 MITSUBOSHI PHILIPPINES CORPORATION GENERAL MANAGER 2015年1月 同社PRESIDENT(現任) 2015年4月 当社経営企画部副部長 2019年4月 当社国際事業部長 2019年11月 当社執行役員(現任) 2020年6月 当社取締役(現任) 2021年4月 当社電線事業部長 2022年1月 当社営業統括担当(現任)	1,300株
		(重要な兼職の状況) ・ MITSUBOSHI PHILIPPINES CORPORATION PRESIDENT	
		取締役候補者とする理由	
		当社の国際事業部門における豊富な経験と実績に加え、高い見識と能力を有しており、引き続き取締役候補者となりました。	

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である役員等および執行役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。各取締役候補者の選任が原案どおり承認された場合には、引き続き当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役 大林良寛氏および中村健三氏が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	おお ばやし よし ひろ 大林良寛 (1982年9月26日生)	2008年12月 弁護士登録 2009年1月 弁護士法人淀屋橋・山上合同入所 2015年4月 シンガポール司法試験に合格 2016年11月 一般社団法人日本商事仲裁協会 法律相談担当弁護士 2018年6月 当社社外取締役(監査等委員) (現任) 2019年4月 弁護士法人淀屋橋・山上合同 社員パートナー (現任) (重要な兼職の状況) ・弁護士法人淀屋橋・山上合同 社員パートナー	一株
社外取締役候補者とする理由および期待される役割等			
<p>弁護士としての豊富な経験と高度な専門知識を有しており、専門的な見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うなど取締役会の監督機能強化に適切な役割を果たしていただくことを期待しております。</p> <p>指名・報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っていただく予定です。</p> <p>なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士としての企業法務に精通しており、当社の監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
<p style="text-align: center; font-size: 24pt; font-weight: bold;">2</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">独立</div>	<p style="text-align: center; font-size: 18pt; font-weight: bold;">中村 健三</p> <p style="text-align: center; font-size: 10pt;">(1982年8月1日生)</p>	<p>2009年12月 弁護士登録 2009年12月 弁護士法人中央総合法律事務所入所 2015年5月 堺筋総合法律事務所にパートナーとして参画 2019年11月 中村総合法律事務所開設（現任） 2020年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任） 2020年7月 (株)ユキ・マネジメント・アンド・リサーチ 社外取締役(現任) 2020年9月 (株)戦略総研&パートナーズ 代表取締役 2021年1月 (株)フィットワークス 社外監査役（現任） 2021年11月 (株)マコト電気 社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) ・(株)フィットワークス 社外監査役 ・(株)マコト電気 社外取締役</p>	<p>一株</p>
		<p>社外取締役候補者とする理由および期待される役割等</p>	
		<p>弁護士としての豊富な経験と高度な専門知識を有しており、専門的な見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うなど取締役会の監督機能強化に適切な役割を果たしていただくことを期待しております。</p> <p>指名・報酬諮問委員会の委員として、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っていただく予定です。</p> <p>なお、企業経営者としての経験を通して、取締役会における経営判断および意思決定の過程において、重要な役割を果たしていただけるものと判断したため、当社の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>	

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大林良寛氏および中村健三氏は、社外取締役候補者であります。
3. 大林良寛氏および中村健三氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。大林良寛氏の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となり、中村健三氏の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は、大林良寛氏および中村健三氏と当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しており、引き続き両氏の再任が原案どおり承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である役員等および執行役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。大林良寛氏および中村健三氏の選任が原案どおり承認された場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、大林良寛氏および中村健三氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の再任が原案どおり承認された場合は、引き続き独立役員として指定する予定であります。

第5号議案 新株予約権の無償割当ての件

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(1) 提案の理由

別紙3の2022年4月8日付けプレスリリース「アダージキャピタル有限責任事業組合及びその他関係者による当社株式を対象とする買集め行為を踏まえた当社株式の大規模買付行為等への対応方針について」（以下「本対応方針リリース」といいます。）にてお知らせしましたように、当社は、アダージキャピタル有限責任事業組合（以下「アダージキャピタル」といいます。）並びにアダージキャピタルと実質的に共同して当社株式の買付けを行っている合理的な疑いがあると当社が判断する本多敏行氏、合同会社サクセスインベストメント、株式会社和円商事、およびCMC JAPAN株式会社（以下、総称して「その他関係者」といい、アダージキャピタルと合わせて「アダージキャピタルら」といいます。）が、2022年3月31日時点において、所有割合（合算）として21.63%に相当する当社株式を保有するに至ったことを踏まえ、2022年4月8日に、アダージキャピタルらによる当社株式を対象とする買集め行為（以下「本買集め」といいます。）を踏まえた当社株式の大規模買付行為等への対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入いたしました。

その後、別紙4の2022年5月18日付けプレスリリース「当社株式の大規模買付行為等への対応方針に基づく新株予約権の無償割当ておよび株主意思確認を定時株主総会において行うことに関するお知らせ」（以下「本対抗措置リリース」といいます。）にてお知らせしましたように、アダージキャピタルらは、本対応方針を導入することを決定した以降も、本対応方針に基づく意向表明書の提出を拒絶する等、本対応方針に定めた手続を遵守していないことから、本買集めを含むアダージキャピタルらによる大規模買付行為等が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響をおよぼし得るかについて、株主の皆様が適切にご判断を下すための情報と時間を確保することが必要であると判断し、2022年5月18日、本対応方針における原則的な取扱いのとおり、本対応方針に基づき、当社の業務執行を行う経営陣から独立性を有する当社社外取締役3名によって構成される独立委員会（※）の勧告（以下「5月18日付け勧告」といいます。）を踏まえて、取締役全員の一致により、株主の皆様は無償で新株予約権を割り当てること（新株予約権無償割当てに関して2022年5月18日付けで取締役会において決定された事項も含め、以下「本対抗措置」または「本新株予約権無償割当て」といい、本新株予約権無償割当ての対象となる新株予約権については、以下「本新株予約権」といいます。）を決定いたしました。

（※）当社取締役会は、本対応方針の導入にあたり、当社取締役会による恣意的な判断を防止し、本対応方針の運用の公正性・客観性を一層高めることを目的として、2022年4月8日付けで独立委員会を設置しております。かかる独立委員会の設置および独立委員会の委員の選任については、同日付けプレスリリース「独立委員会の設置及び独立委員会委員の選任について」をご参照ください。

他方、本対応方針リリースに記載のとおり、本対応方針においては、本対応方針に定めた手続を遵守しないことを理由として本対抗措置を取締役会限りで発動する場合であっても、独立委員会の勧告に基づいて株主意思確認総会場で株主承認を求めるとされてきたところですが、当社は、本対抗措置の発動についても、株主意思確認総会を開催し、株主の皆様意思を確認することが適切であると考え、本対抗措置リリースに記載のとおり、当社取締役会は、5月18日付け勧告を踏まえて、2022年6月24日開催予定の当社定時株主総会において、本対抗措置の発動に関する承認議案を付議することを決定いたしました。

本議案は、かかる本対抗措置の発動に関する承認議案であり、下記(2)に記載された内容による本対抗措置の発動について、株主の皆様によるご承認をお願いするものです。

(2) 提案の内容

本新株予約権無償割当ての具体的な内容については、別紙1（第1回A新株予約権発行要項）および別紙2（第1回B新株予約権発行要項）に記載のとおりです。

なお、本新株予約権無償割当ておよびその行使期間等に係る主要なスケジュールは、以下のとおりです。但し、本新株予約権については、行使期間開始前に、別紙1（第1回A新株予約権発行要項）第12項に基づき取得すること（2022年10月上旬頃を予定しております（※）。）を想定しております。

2022年6月24日	本定時株主総会
2022年7月28日	本新株予約権の無償割当てに係る基準日
2022年7月29日	本新株予約権の無償割当ての効力発生日
2022年10月18日	本新株予約権の行使期間の初日
2022年11月30日	本新株予約権の行使期間の末日

（※）上記予定に関して、実施時期については、関係機関等との事務手続上の協議・調整の結果、変更が生じる可能性があります。

（注1）決議要件について
出席株主の議決権の過半数の賛同によりご承認をいただきたく存じます。

（注2）独立委員会の勧告について
当社取締役会は、独立委員会より、5月18日付け勧告において、本対抗措置の発動に関する承認議案を定時株主総会に付議することは適当であり、その他付議事項およびその決議要件について、本定時株主総会の招集通知（株主総会参考書類も含まれます。）のとおりとすることは適当である旨の勧告を受けております。なお、5月18日付け勧告の概要については、本対抗措置リリースをご参照ください。

<株主提案（第6号議案および第7号議案）>

第6号議案および第7号議案は、株主アダージキャピタル有限責任事業組合（以下「提案株主」といいます。）からの提案に基づくものであります。

議案の要領および提案理由は次のとおりであり、一部の表形式への変更および項番号の形式的な修正を除き、提案株主から提出を受けた書面の内容を一切の変更を加えずに、原文のまま記載したものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

(1) 議案の要領

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任となることから、新たに次の2名の候補者を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任することをお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び重要な兼職の状況
1	あおきくにひろ 青木邦博 (1948年2月24日生) (新任)	1971年3月 同志社大学経済学部卒業 1971年4月 大日本インキ化学工業入社 1996年 台湾佳龍加工廠に総経理として出向 2001年 大日本インキ化学工業大阪支店営業部長として帰任 2003年 D I C 上海に出向 2004年 中山D I C 色料有限公司に董事長として出向 (重要な兼職の状況) なし
<p>【候補者とした理由など】</p> <p>青木邦博氏は、日本有数のメーカーでの勤務経験に加えて中国企業の董事長を務めるなど、製造業をグローバル展開することに対する理解や長年の経験を備えていることから、当社の業務執行取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び重要な兼職の状況
2	はまもとしょうた 濱本翔太 (1982年3月29日生) (新任)	2004年3月 東京理科大学経営学部経営学科卒業 2004年11月 株式会社白石入社 2017年8月 株式会社エコリーフ代表取締役(現任) 2018年8月 株式会社HAMA X代表取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社エコリーフ代表取締役 株式会社HAMA X代表取締役
【候補者とした理由など】 濱本翔太氏は、樹脂成型・製造コンサルティング事業を営む会社の代表取締役を務めるなど、AI・IOTやSDGsに対する理解や経験を備えていることから、当社の業務執行取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。		

(2) 提案理由

当社は、1919年の創業から100年以上の歴史を有し、独自の品質力及び技術力を有して顧客及び取引先とも長期間良好な関係を築いてきました。そして、水中機械・水中灯に使用される電線において高い信頼を得て、また、災害時の復旧工事、湾岸・河川工事等に適した電線のラインナップを有しており、日本、東アジア、東南アジアの生産拠点を最大限に活用したビジネス展開を行うなど、その真の企業価値は高いものと評価することができます。しかるに、残念ながら、当社は、現状、これらの長い歴史の中で築き上げてきた強みを、十分に活かすことができず、経営成績は低迷しているといわざるを得ません。すなわち、当社の最近の経営成績をみると、連結売上高は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が生じる前の2018年3月期の92億57百万円をピークに、2019年3月期が91億64百万円、2020年3月期が85億22百万円、2021年3月期が76億37百万円と減少の一途を辿っており、上場同業他社と比べると15社(※)中13位と低迷しています。営業利益も、2017年3月期の約5億5百万円をピークに、2018年3月期が約3億41百万円、2019年3月期が約2億82百万円、2020年3月期が約2億1百万円、2021年3月期には約1億97百万円と減少の一途を辿っており、上場同業他社と比べると15社中14位と低迷しています。

また、当社は、連結自己資本利益率（ROE）8.0%以上を中長期的な経営目標として掲げているものの（2021年3月期有価証券報告書7頁）、2021年3月期の実績は3.2%であり（同32頁）、上場同業他社と比べると15社中13位と低迷しています。このように、当社の経営成績は、未だ新型コロナウイルス感染拡大前の状態にさえ、回復する見通しが持てていない状況にあります。

住友電気工業、昭和電線HD、泉州電業、タツタ電線、平河ヒューテック、東京特殊電線、ヤマシナ、未来工業、不二精機、藤倉化成、JMACS、南海プライウッド、ミライアル、愛光電気及び当社。

一般に、全ての上場会社が遵守すべきコーポレートガバナンス・コードにおいては、上場会社の取締役会・経営陣は、中期経営計画を株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立って策定・公表し、その実現に向けて最善の努力を行うべき役割・責務を負うことが求められています。特に、当社のように経営成績が長く低迷している会社の取締役会・経営陣は、経営成績の回復を図るべく、具体的な方策を検討し、実行に移して然るべき立場にあります。

しかしながら、当社は2021年12月31日時点で14億24百万円もの現預金を有しているにもかかわらず、これを従来の事業又は新規事業に投資するなどして事業収益に繋げることをしておりません。そればかりか、新型コロナウイルスの感染拡大が取り沙汰されるようになってから、既に約2年が経過し、これまでの状況を踏まえた具体的な経営方針の策定が可能になっているにもかかわらず、なおも、中期経営計画を有しないまま、上記のように悪化した経営成績をどのように回復させ、かつ向上させるかについて、何らの具体的な方策も示しておりません。

当社がこのような状況に陥った要因は、現状、当社の経営陣に対するモニタリングが機能しておらず、その結果、経営陣が株主利益を軽視し、具体的な事業計画を策定・公表することなく漫然と従来事業のオペレーションを続け、資本効率を意識した果敢な事業投資をしていないことにあると考えられます。

当社は、これ以上、経営成績の悪化を新型コロナウイルスのせいにして漫然と従来事業のオペレーションを続けるのではなく、明確な経営計画を策定・公表し、潤沢な現預金を活用して、従来の事業を尊重しつつも、新たな挑戦（新製品の開発を含めた、新たな事業投資等やM&A）を開始して、事業収益の拡大を図るべきであります。当社の経営資源を有効活用せずに、従来事業のオペレーションを行うのみで当社の企業価値を低迷させ続けている現取締役会・経営陣に、このまま当社の経営を委ね続けることは、当社の衰退を招くものであるといわざるを得ません。

以上より、現任の取締役（監査等委員である取締役を除く。）である競良一氏、松山元氏及び前田康智氏は、いずれも当社の取締役・経営陣として不適任であります。そこで、2022年5月12日開催の当社臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)において、この3氏を取締役（監査等委員である取締役を除く。）から解任するなど当社の取締役会を刷新するための議案が諮られました。

一般に、株主提案をした株主が、株主総会において株主の皆様に対する議決権の代理行使勧誘(委任状勧誘)を行う場合には、株主の皆様に対して委任状勧誘書類を郵送するため、株主名簿の閲覧謄写をすることが必須であり、株主には株主名簿閲覧謄写請求権が認められています(会社法125条2項)。本臨時株主総会においても、株主提案をした株主から、令和4年3月16日付けで株主名簿閲覧謄写請求が適法になされました。しかしながら、競良一氏、松山元氏及び前田康智氏ら当社の経営陣は、会社法に違反して株主名簿閲覧謄写請求に応じず、更には、大阪地方裁判所が令和4年4月11日に株主名簿の閲覧謄写をさせるよう命令を発したにもかかわらず、これを無視し続けるという、会社法違反・裁判所の命令無視という重大なコンプライアンス違反を続けました。そして、裁判所の和解勧誘により、ようやく令和4年4月22日に株主名簿の開示に応じたものの、同日には、本臨時株主総会の招集通知及び会社側の委任状勧誘書類を先んじて発しました。そこで、本臨時株主総会においては、競良一氏、松山元氏及び前田康智氏ら経営陣側は、招集通知等の発出日から総会日までの期間を全て利用して株主の皆様に対する議決権の代理行使勧誘(委任状勧誘)ができるのに対し、株主提案をした株主の側は、株主名簿の開示を受けてから株主の皆様への宛先をデータ化して委任状勧誘書類を郵送するという作業期間が発生してしまい、その作業期間を控除した残りの期間で株主の皆様に対する議決権の代理行使勧誘(委任状勧誘)を行わなければならない。このようにしてなされた決議は、株主の皆様に対する議決権代理行使の勧誘(委任状勧誘)について会社と株主の公平を著しく害する結果となるといわざるを得ないことは、裁判例が指摘するとおりです(東京地判平成19年12月6日金融・商事判例1281号37頁参照)。

このように、自己保身のためであれば、会社法違反・裁判所の命令無視というコンプライアンス違反を厭わない競良一氏、松山元氏及び前田康智氏が、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に不適任であることは、益々明らかです。

そこで、当社の取締役会を刷新し、新たな経営体制の下で当社の経営成績の飛躍的な向上による発展を目指すため、各取締役の経験・知見・属性の多様性(ダイバーシティ)を確保するとともに、コーポレート・ガバナンスを一層強化するという観点から、現任の3名の再任は認めずに、新たに取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名の選任をお願いするものであります。

第7号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

(1) 議案の要領

当社の監査等委員である取締役大林良寛氏および中村健三氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任となることから、新たに次の2名の候補者を監査等委員である取締役に選任することをお願いするものであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び重要な兼職の状況
1	わた なべ まさ ゆき 渡 邊 雅 之 (1970年5月2日生) (新任) (社外取締役候補)	<p>1995年3月 東京大学法学部卒業 1998年4月 総理府（官房総務課）入府 2001年10月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 2001年10月 アンダーソン・毛利法律事務所（現アンダーソン・毛利・友常法律事務所）入所 2007年5月 Columbia Law School（L.L.M.）修了 2009年8月 弁護士法人三宅法律事務所入所 2011年5月 同パートナー（現任） 2014年6月 株式会社王将フードサービス社外取締役 2016年6月 日特建設株式会社社外取締役（現任） 2017年4月 政府・特定複合観光施設区域整備推進課異議委員（現任） 2020年6月 株式会社廣濟堂（現株式会社広濟堂ホールディングス）社外取締役（現任） 2021年6月 株式会社代々木アニメーション学院社外取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 弁護士法人三宅法律事務所パートナー、政府・特定複合観光施設区域整備推進課異議委員、日特建設株式会社社外取締役、株式会社広濟堂ホールディングス社外取締役、株式会社代々木アニメーション学院社外取締役</p> <p>【候補者とした理由など】 渡邊雅之氏は、弁護士としての経験を有し、法律実務に関する豊富な経験を有しているといえることから、当社の経営に対してもかかる知見からの助言が期待でき、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、新たに選任をお願いするものであります。</p>

候補者 番号	氏 名 生年月日	略歴、地位及び重要な兼職の状況
2	よし なが ひさ みつ 吉 永 久 三 (1951年11月15日生) (新任) (社外取締役候補)	1970年 4月 警視庁入庁 警視庁組織犯罪対策第三課 警視庁武蔵野署警部 2012年 4月 株式会社東京証券取引所グループ 2017年 7月 株式会社アクロディア (現 THE WHY HOW DO COMPANY 株式会社) コ ンプライアンス担当顧問 2017年 9月 同社社外監査役 (重要な兼職の状況) なし
【候補者とした理由など】 吉永久三氏は、警視庁や株式会社東京証券取引所グループにおける勤務経験や上場会社におけるコンプライアンス担当顧問及び社外取締役を務めるなど、上場会社のコンプライアンスに対する理解と長年の経験を備えていることから、当社の非業務執行取締役・社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。		

(2) 提案理由

上記のとおり、本臨時株主総会において、会社法に違反し、かつ大阪地方裁判所の命令を無視して提案株主に対する株主名簿の開示を遅らせ、議決権代理行使の勧誘（委任状勧誘）について会社と株主の公平を著しく害する結果をもたらすようなコンプライアンス違反・司法軽視に対し、現任の監査等委員である取締役が、適切な監査を行っていなかったことは、最早、明らかです。

また、当社の取締役会を刷新し、新たな経営体制の下で当社の経営成績の飛躍的な向上による発展を目指すため、各取締役の経験・知見・属性の多様性（ダイバーシティ）を確保するとともに、コーポレート・ガバナンスを一層強化するという観点から、現任の2名の再任はせずに、新たに監査等委員である社外取締役2名の選任をお願いするものであります。

3. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

当社取締役会は、以下の理由により、本株主提案におけるすべての議案に
反対いたします。

本株主提案の内容は2022年5月12日開催の本臨時株主総会における株主提案議案（以下「本臨時総会株主提案議案」といいます。）と実質的にほぼ同一であり、当社取締役会が本株主提案に反対する理由も本臨時総会株主提案議案に対する当社取締役会の反対意見が基本的に妥当いたしますが、以下のとおり、若干の補足を含めて改めてご説明いたします。

(1)当社の課題の解決と企業価値の向上のためには現在の経営陣が適任であり、新たな取締役を選任する必要がないこと

①現経営陣の下での近時の取り組みと成果

当社は、2015年6月に競良一氏が当社の専務取締役に就任して以降、当社の強みである「高強度製品」や「耐水製品」といった高付加価値製品への選択と集中による経営基盤の強化を進めるとの経営方針のもと、付加価値の低い汎用品への経営リソース投下を抑える一方で、高付加価値製品の開発・生産・販売に積極的な資本投下を行い、2017年3月期から2022年3月期にかけて合計で1,867百万円の設備投資を実施してまいりました。

それに加えて、経営戦略として4S（新）運動（注）を掲げ、重点強化分野への積極的な投資を実施してまいりました。また、ESG（環境・社会・ガバナンス）を経営の中核に据え、持続的な成長を実現するため、経営資源（ヒト・モノ・カネ）の充実・強化を図る改革を進めてまいりました。

（注）4S（新）運動とは、以下の4つの施策を重点強化施策として推進するものであります。

- 「新分野開拓」：環境・社会の変化に即応
- 「新製品創出」：新しいニーズに呼応した技術開発
- 「新顧客増強」：常に顧客を拡充しネットワーク拡大
- 「新グローバル戦略推進」：新たな海外市場の開拓

これまでの具体的な取り組みは以下のとおりであり、継続した改革による成果が着実に現れてきております。

(i) 海外マーケット拡大への取り組み

当社は、2016年3月期に経営企画部海外事業課を立ち上げ、2020年3月期にはこれを

国際事業部に改組し、その陣容を拡大いたしました。国際事業部には、中国語、フィリピン語、ベトナム語、インドネシア語等を母国語とするスタッフを揃え、アジア地域を中心としたマーケットでの収益拡大を図っております。当社の国際部門の2022年3月期の売上高は、2016年3月期の約20百万円と比べて約20倍と、飛躍的に拡大しております。

また、2018年3月期に海外(フィリピン)から技能実習生の受け入れを開始するとともに、2018年度から2019年度には、ゴム電線の生産をフィリピン子会社で行うため、工場建屋新設や機械設備導入資金として319百万円の投資を行い、国内外の案件に即対応できる生産体制を構築してまいりました。これに伴い、フィリピン国内への販売も順調に推移しております。

(ii) 新製品開発を可能とする技術力の向上への取り組み

当社は、2020年2月に246百万円を投資して滋賀に技術開発センターを新設するとともに、2020年7月には技術部を開設し、開発部門を集約いたしました。また、2021年11月には、港湾・河川分野の新製品開発に特化した研究組織「アクアラボ」を立ち上げました。技術部では、産学連携として大阪大学、金沢工業大学、北陸先端科学技術大学院大学などと共同研究を行い、先進的な領域での技術開発力向上に取り組むとともに、電線業界以外の他業界企業との共同開発により、これまで電線分野では提供されていなかった付加価値の高い製品を開発・提供しております。

これらの技術開発力向上への取り組みは着実に成果を上げており、当社が「第4回コンポジットハイウェイ・アワード2020」(主催：コンポジットハイウェイコンソーシアム、共催：経済産業省中部経済産業局)でグランプリを受賞した技術を活用し、2020年12月に新製品マルチ ケーブル(注1)を開発いたしました。

2021年12月には、水中機器用フロートケーブル(注2)が「PVC Award 2021」(主催：塩ビ工業・環境協会、日本ビニル工業会、日本ビニール商業連合会、日本プラスチック製品加工組合連合会)で準大賞を受賞いたしました。また、水中機器用フロートケーブルは、2022年1月に国土交通省が運営する「NETIS(新技術情報提供システム)」に登録され、今後、公共事業への積極的な参入が見込まれております。

新製品開発数は、2019年3月期は2件、2020年3月期は5件、2021年3月期は3件、2022年3月期は9件と着実に増加しており、これからの収益拡大の大きな礎となっております。

(注1) 「マルチ ケーブル」とは、炭素繊維ワイヤー芯線を使用した飛躍的な耐張力、耐屈曲性能を有し、高所作業や水中作業でも利用可能なケーブルをいいます。

(注2) 「水中機器用フロートケーブル」とは水中で作業する機器用ケーブルに、発泡PVC(塩化ビニル)を被覆して水に浮くケーブルをいいます。

(iii) 電熱線事業への投資

当社は、当社の子会社であるシルバー鋼機株式会社の主力事業である電熱線事業につき、2019年3月期から2020年3月期にかけて410百万円を投資し、同社の本庄工場を埼玉県本庄市に建設し、移転いたしました。本庄工場では、生産体制・ラインの効率化が図られたことにより生産性が向上し、また、新分野、新規顧客開拓に取り組んできた産業機器分野、自動車分野、抵抗器分野での需要が拡大したことから、2022年3月期は前年同期比で売上高、営業利益ともに増収増益となっております。

(iv) 基幹システムへの投資

当社は、2019年3月期より196百万円を投資して基幹システムを刷新し、本社・支店・工場の情報データの一元化を図ることで生産・販売・会計の業務連携強化ができるERPシステムを構築しております。これにより、製造業としての生産管理、原価管理面でもデータ分析や在庫管理に注力することができるようになったことに加え、IT化による業務の効率化・スピード化に繋がっており、収益機会の増強とコストダウンが見込まれております。

(v) 従業員エンゲージメントへの取り組み

当社は、当社の将来を担う人材の育成と強化に取り組んでおります。2022年3月期末時点の社員の平均年齢は40.6歳となり、さらに、新規大学卒業者の勤務期間は、2020年から2022年の実績で、3年以内の離職率が0%となっており、従業員の定着率も向上しております。

また、経営陣と従業員のコミュニケーションを強化することを目的として、2021年10月に「社員総代会」を組成し、毎月第1営業日に社長方針や社内広報のための社内IRを実施しております。また、健康経営として健康増進プログラムを実施し、従業員の健康増進とコミュニケーション促進にも取り組んでおります。

(vi) 営業活動における取り組み

当社は、2019年8月に創業100周年を記念した展示会を開催し、当社の新製品や産学連携などの戦略的な取り組みをご紹介します、お客様から好評をいただきました。さらに、お客様から「展示会以外でも三ツ星の製品を紹介してもらえたい」というお声をいただき、2019年10月から開始した製品説明会は2022年3月末までに延べ120回を数え、累計で650名を超えるお客様にご参加いただきました。

また、2020年7月からは業務担当者による営業活動を開始し、2020年12月にタブレット端末を用いた営業活動を開始するなど、お客様にわかりやすい営業活動を実現するため取り組みを続けております。

(vii) 情報発信における取り組み

当社は、当社の情報をお客様や関係者の皆様に発信する場として、2020年6月、ホームページをリニューアルいたしました。また、2021年11月にはFacebookに企業アカウントを開設し、その時々の特ピックスを掲載し、タイムリーな情報発信の場として活用しております。

さらに、2021年12月に開催された海洋土木分野における展示会「Techno-Ocean 2021」への出展、2022年1月に開催された野村IR主催のオンライン会社説明会への参加等、情報発信の場を外部にも広げております。2022年2月には、2回目となる当社単独の展示会をWEB形式で開催し、延べ700名を超えるお客様に来訪いただきました。

(viii) 社会課題への取り組み

当社はこれまで、洋上風力発電事業における海底ケーブル埋設機の電源ケーブルや、火山噴火の軽石問題・海洋汚染問題に対処する浄化機械の動力ケーブルなど、社会問題の解決に資する製品を提供してまいりました。今後も、ESG（環境・社会・ガバナンス）を経営の中核に据え、環境・エネルギー問題や防災対策への取り組みをさらに強化してまいります。

②近時の経営成績

前述のとおり、当社は、2016年4月以降、汎用品への経営リソース投下抑制と高付加価値製品への積極的な投資を継続して進めてまいりましたが、転換の過渡期に当たる直近3期においては、汎用品販売の減少と先行投資に伴う費用増が同時に起こる「産みの苦しみ」がございました。そのような状況においても、コスト適正化と赤字事業であった電熱線事業のテコ入れを行うことで、一定以上の利益水準を確保してまいりました。

そして、上記のような過渡期を経た今、高付加価値製品の開発力・生産力・販売力が強化されたことで、中長期的な増収増益トレンドを実現できる事業基盤が整ってまいりました。2022年3月期は売上高9,187百万円（前年同期比20.3%増）、営業利益237百万円（前年同期比20.4%増）と、いずれも前年同期を上回っております。

一方で、当社は、筋肉質な財務体質の実現に向けた各種取り組みも並行して行ってまいりました。具体的には、土地や有価証券等の売却により獲得したキャッシュを成長投資へ振り向けるとともに、借入金の水準を引き下げることで財務健全性を高めてまいりました。結果として、有利子負債は、2016年3月期末の残高2,631百万円に対し、2022年3月期末の残高は1,454百万円と、1,176百万円減少し、自己資本比率につきましても、2016年3月期の45.7%に対し、2022年3月期は59.2%と上昇いたしました。このように、設備投資の積極化と財務体質の健全性の強化の両立を実現しております。

以上のとおり、当社は、新型コロナウイルス感染症拡大の困難な環境でも、積極的な投資を行いつつ、安定した利益を確保しながら、財務体質の強化を図ることができております。

提案株主からは、本株主提案書面において種々のご意見をいただいておりますが、いずれも誤った事実関係の認識に基づいた当を得ないものという外ありません。

まず、「当社の経営成績は、未だ新型コロナウイルス感染拡大前の状態にさえ、回復する見通しが持ていない状況にある」とのご意見をいただいておりますが、2022年3月期の営業利益は237百万円、営業利益率2.6%であり、来期以降においては、前述した事業基盤強化施策の効果がさらに本格的に発現していく見込みで、特に収益性は大きく改善することが予想されます。当社の事業を知悉した現経営陣のもと、中長期的な増収増益を実現すべく事業展開を行っていく所存であります。

次に、当社が1,424百万円もの現預金を有しながら新規事業に投資していない旨のご意見については、前述のとおり、当社は、2017年3月期から2022年3月期にかけて合計で1,867百万円の設備投資を実施してまいりました。当社が現在保有する現預金は、当社の事業運営および新規投資に必要な資金として適正な水準にあり、当社は今後も資本効率を意識しながら成長投資と株主還元を実施することで、株主価値の最大化を実現してまいります。

さらに、提案株主が本株主提案書面において同業他社として当社と比較している上場企業は、実際は業態および取扱製品が当社とは相違するものであり、経営成績を比較する対象としては適切ではありません。当社と同様の業容・規模を有する同業他社と比較した場合、当社の業績は堅実な実績を残しております。

加えて、提案株主は、本株主提案書面において、当社が中期経営計画を公表していないことを批判しておりますが、当社は、経営理念や経営基本方針を掲げ、取締役会では、中期経営計画の承認、進捗状況の確認、分析を行い、必要に応じて適宜計画の見直しを行っております。中期経営計画の公表は、株主および投資家の皆様に当社の経営戦略および成長戦略についてご理解頂くための重要な課題と認識しており、今後検討してまいります。

③現経営陣が当社の経営に必要な資質を備えていること

当社の事業運営にあたっては、当社を取り巻く事業環境・製品知識および技術力に対する理解や取引先との関係の維持・強化を図ることが不可欠であり、これらに対する知見・経験・能力やこれまで培ってきた人的関係を有する現経営陣に経営を委ねることが、経営効率を最大化し、企業価値の向上に資するものと考えております。

当社における取締役選任の方針等につきましては、知識、経験、適性を評価し、多様性やスキルの観点も含めて、監査等委員である社外取締役で構成する「指名・報酬諮問委員会」にて十分審議の上、指名することとしております。当社の現任の取締役は、上記選任の方針に沿って、指名・選任されており、当社の企業価値を向上するにふさわしい資質を有しております。

さらに、競良一氏、松山元氏および前田康智氏の3名については、以下の実績から、再任されるべきと考えております。

(i)競良一氏

代表取締役社長である競良一氏は、2015年6月に専務取締役役に就任して以来、当社の業務改革を推進してまいりました。主な実績としては、業績関連では電線事業の新分野開拓、新製品創出、新顧客増強、新グローバル戦略推進を掲げた収益の向上、ポリマテック事業の低収益体質の改善、そして電熱線事業の3期赤字（2014年3月期から2016年3月期）の解消等を実現しております。

(ii)松山元氏

取締役である松山元氏は、当社において総務部門の部門長を長く務めるなど、豊富な経験と幅広い知見を有しており、また、社内事情に精通し、調整能力にも長けております。主な実績としましては、会社関連法令や人事労務制度の改正への取り組みや、間接経費の幅広い見直しを通じた大幅なコスト削減に貢献してまいりました。また、安定的な従業員の雇用維持のために、長期的かつ持続可能な人事制度構築による処遇改善や職場環境改善などにも取り組んでまいりました。直近では、従業員の安全の確保のために新型コロナウイルス感染症対策を推進しております。

(iii)前田康智氏

取締役である前田康智氏は、当社のフィリピン工場の運営にその立ち上げから従事しており、これまでの経験を生かして海外事業を推進してまいりました。主な実績としては、海外マーケットの開拓と国際部門の売上高の大幅な向上、フィリピン工場でのゴム電線生産設備の導入および生産立ち上げ等にご貢献しております。また、電線事業およびポリマテック事業にも精通しており、営業統括として率先垂範して業績向上に取り組んでおります。

なお、提案株主は、本株主提案書面において、提案株主が本臨時株主総会に関連して行った当社の株主名簿の閲覧謄写請求につき、当社の現経営陣が会社法に違反して株主名簿閲覧謄写請求に応じず、大阪地方裁判所が2022年4月11日に株主名簿の閲覧謄写請求をさせるよう命令を発したにも関わらず、これを無視し続けた等として、現経営陣のコンプライアンス違反を批判しておりますが、全く理由のないものと考えております。

当社は、2022年4月27日付「アダージキャピタル有限責任事業組合による株主名簿閲覧謄写仮処分命令の申立て及びその取下げに関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、当社による調査の結果、提案株主が他の株主らと共同して、集団で当社株式の買付けを行っている疑いが判明したこと、提案株主およびその他関係者は金融商品取引法に違反して大量保有報告書を提出しないまま、秘密裏に当社株式を買い集めていると考えられたこと、提案株主からは、当社の役員を刷新した後の具体的な経営方針は全く示されておらず、当社の企業価値を高める資質を有しない取締役候補者が選任されれば、当社の事業継続に支障が生じることが明

らかであると考えられたこと等から、提案株主が委任状勧誘等の手法を用いて当社の経営権を奪取しようとする行為は、自己の利益のみを目的とした行為を行って当社の企業価値を損ない、ひいては当社の株主共同の利益を害する濫用的な行為に該当する可能性があると考え、かかる濫用的な行為が行われることが想定される場合には、会社法第125条第3項第1号、または第2号の株主名簿閲覧謄写請求の拒絶理由に該当し、または本請求が権利濫用に該当するものと判断いたしました。

また、当社による調査の結果、提案株主の関係者と考えられる者が過去にクオカードを配布して委任状の勧誘を行ったことがあることが判明したため、当社は、提案株主に対して送付した質問事項において、当社株主への委任状勧誘に際して、議決権行使促進やアンケートへの協力等を名目とし、クオカード等の金品に相当し得るものを配布する案内を行う予定があるか質問しましたが、提案株主はかかる質問にも回答しようとしませんでした。そのため、提案株主またはその関係者が、本臨時株主総会においてクオカード等の金品に相当し得るものを配布する方法を用いて委任状勧誘を行うことが想定されました。当社は、クオカードその他の金品を配布して委任状や議決権行使の勧誘を行う行為は、経済的利益の提供を誘引として委任状を取得し、または議決権行使書等により議決権行使を促す方法であり、株主による議決権行使の公正性を害する可能性のある行為であると考えております。そして、当社は、本臨時株主総会において、提案株主が、クオカードその他の金品を配布する等の方法による委任状や議決権行使の勧誘を行った場合、当該勧誘は、本臨時株主総会における決議の方法を著しく不公正とする行為であり、かかる方法に基づく議決権の代理行使および議決権行使は、当社の業務の執行を妨げ、株主の共同の利益を害するものであると考えましたので、かかる勧誘が行われることが想定される場合には、会社法第125条第3項第1号または第2号の株主名簿閲覧謄写請求の拒絶理由に該当し、または本請求が権利濫用に該当するものと判断いたしました。

以上の考えに基づき、当社は、2022年4月14日、大阪地方裁判所において、株主名簿閲覧謄写に係る仮処分決定を取り消し、提案株主による仮処分申立てを却下することを求めて、保全異議の申立てを行いました。その後、裁判手続の内外で、代理人を通じて、提案株主がクオカードその他の金品を配布して委任状や議決権行使の勧誘を行う等の議決権行使の公正性を害する行為を行わないこと等を誓約事項とする誓約書を提出し、当社が株主名簿閲覧謄写請求に応じることについて交渉を行い、同年4月21日に、当社は、提案株主から、当社の株主総会における提案株主が行う委任状勧誘の方法等に関する誓約書を取得いたしましたので、同年4月22日、株主名簿閲覧謄写請求に対する任意開示に応じました。

以上のとおり、当社が提案株主から株主名簿閲覧謄写請求を受けた後直ちに株主名簿を開示しなかったことは正当な理由によるものであり、コンプライアンス違反等と批判されるべきものではありません。

(2)本株主提案が承認可決された場合、事業継続に支障が生じることが明らかであり、当社の企業価値が毀損されるとともに、株主の皆様を含む多くのステークホルダーにとって不利益となること

万が一、本株主提案が承認可決され、前述のとおり当社の高付加価値製品への選択と集中による経営基盤の強化を中心とする様々な取り組みを推進してきた現経営陣が再任されなかった場合、当社経営が立ち行かなくなることは明らかであります。来期以降、事業基盤強化施策の効果がさらに本格的に発現していくことが見込まれるにも関わらず、経営方針の転換や、取引先を含む現場の混乱により当社経営に支障が生じることとなると、当社の企業価値が毀損し、深刻な事態に陥ることが容易に推測されます。

また、以下のとおり、新たな取締役が当社の経営を行うことは困難と考えられます。

①本株主提案の取締役候補者は当社の企業価値を高める資質を有しないこと

本株主提案の取締役候補者につきましては、その経歴等に照らしても、当社と同種・同規模の上場企業における業務執行経験を有さず、また、当社事業に関する知見や経験を有しておらず、経営能力の観点から当社の企業価値を高める資質を有しているものとは到底認められません。

この点、当社が、本臨時株主総会の招集請求を受けて提案株主に質問状を送付し、本臨時株主総会においても取締役候補者とされていた本株主提案の取締役候補者について、以下の点について回答を求めたところ、次の内容の回答がなされました。当社といたしましては、これらの回答をもってしても、本株主提案の取締役候補者の資質を示す十分な情報が示されたとはいえないと考えております。

(i) 青木邦博氏

質問	本株主提案書面記載の略歴等によれば、「2004年中山D I C色料有限公司に董事長として出向」後、現在に至るまで約18年間の経歴の記載がないことに照らし、この間（とりわけ直近5年間）の経歴と同氏が当社業務執行取締役としてふさわしいと考える具体的理由
回答	同氏は、平成21年に現地で定年退職した後、中国、台湾の企業や日本の上場に対する経営コンサルタントとして、中国、台湾企業の日本進出や、日本企業の中国・台湾への進出の支援業務に従事していた。 提案株主は、事業拡大の柱として、中国・台湾を中心としたアジアへの海外進出を考えていることから、業務執行取締役として適任であると考えます。

(ii) 濱本翔太氏

質問	同氏がAI、IoT、SDGsのご知見を有しているとする具体的な理由、ならびに、同氏が代表取締役を務める株式会社HAMAXの売上高・従業員数等の情報と、同氏が従業員200名以上を有する上場企業である当社業務執行取締役としてふさわしいとする具体的な理由
回答	同氏は、総務・人事・製造管理業務に関し、クラウドシステムやAIソフトを利用し、業務効率を大幅に向上させ、また、樹脂原料に関し、ポストコンシューマーリサイクルを実現してきており、知見にも長けており、これらを目指した新たな事業投資の知見を有していると判断している。 250名弱の企業の役員を務めることについて、同氏が不適任という判断はしていない。

(iii) 吉永久三氏

質問	同氏の顧問先等の重要な兼職の有無と、同氏が当社社外取締役としてふさわしいとする具体的な理由
回答	現在の重要な兼職はない。 同氏は、上場会社のコンプライアンスに対する理解と長年の経験を備えていることから、非業務執行取締役・社外取締役として適任であるとする。

(iv) 渡邊雅之氏

質問	本株主提案書面記載の略歴等によれば、同氏は5件の重要な兼職があるとされていることに照らし、当該5件の重要な兼職先における、同氏の取締役会出席回数や委員会等の必要会議体への出席回数等と、同氏が当社社外取締役としてふさわしいとする具体的な理由
回答	弁護士としての経験を有し、法律実務に関する豊富な経験を有しているといえることから、経営に対する適切な助言を期待できると考えたことから、監査等委員である取締役として適任であると考えている。 公表されている事項以外については、回答を差し控える。

本株主提案における取締役候補者では、当社の求める知識、経験、スキルなどを、現経営陣のようにバランスよく取り入れることはできません。当社の人員規模では、原則として取締役自らが営業や管理部門での業務執行を行いつつ、取締役会での意思決定に携わることが適当であり、業務執行に関与しない取締役ばかりでは、取締役会として適切な経営判断は行い得ないものと考えております。

②当社の中長期的な企業価値向上に向けた事業計画が示されていないこと

本株主提案の取締役候補者は、それぞれの役割や担当も明かではなく、どのような体制で経営にあたっていくか不明であります。そもそも本株主提案は、当社の中長期的な企業価値向上に向けた具体的な事業計画を何ら示しておらず、どのような経営方針をもって当社の経営にあたっていくのか、明確な経営戦略は認められません。

この点、当社は、本臨時株主総会の招集請求を受けて提案株主に質問状を送付し、提案株主の考える「経営参画」の具体的内容、および、提案株主の考える当社の①経営方針、②事業計画・投資計画（M&Aを含みます。）、③財務計画、④資本政策、⑤配当政策等について回答を求めました。提案株主からなされた回答内容は、2022年5月9日付「当社よりアダージキ・キャピタルに3月25日付で送付した質問状および4月8日付で送付した文書に関するお知らせ」においてお知らせしたとおりであり、当社といたしましては、提案株主の回答内容を踏まえれば、提案株主が真摯に合理的な経営を目指さない株主であることが明白になったと考えており、提案株主が当社の経営を掌握することにより、当社の企業価値および株主共同の利益が毀損される懸念が一層強まったと考えております。

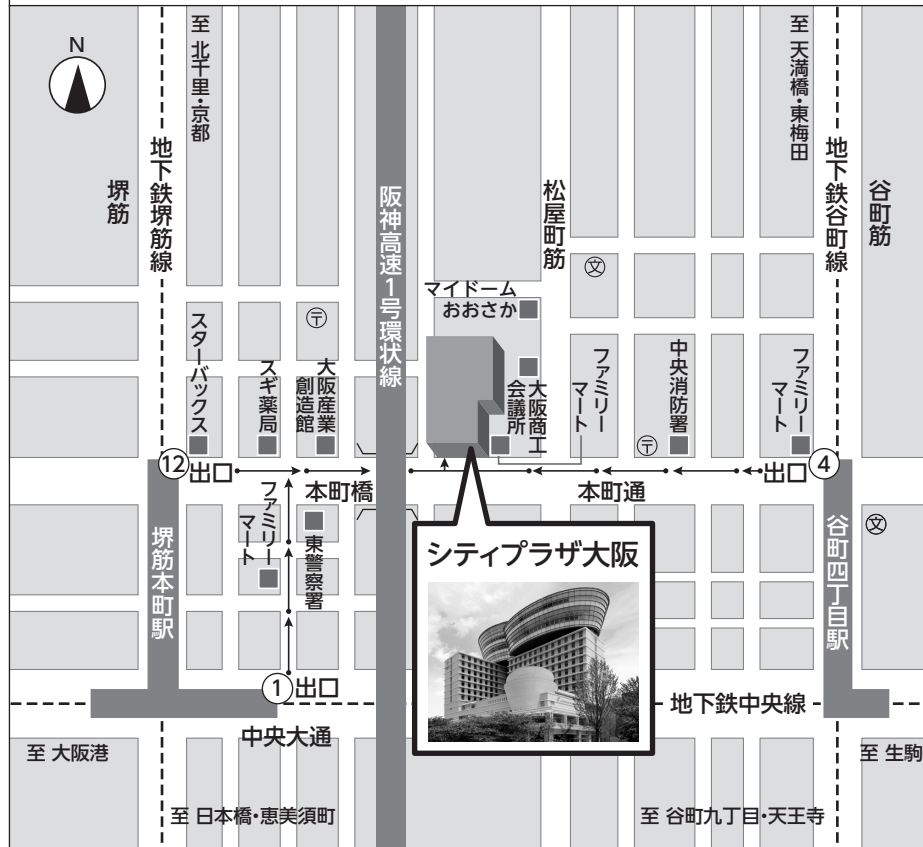
上記のとおり、当社事業に関する知見・経験を有さない業務執行取締役が、当社の事業活動の中心を担うことになれば、当社事業の円滑な遂行が妨げられるだけであります。さらには、現経営陣が策定した経営計画の推進に関しても、経営陣が交代した場合には、いたずらに社内の混乱を招き、当社の事業を停滞させ、同計画が頓挫することは確実であり、当社の企業価値が毀損されることは明らかであります。

(3)本株主提案は提案株主の権利濫用に該当する可能性があること

冒頭で述べたとおり、本株主提案の内容は本臨時総会株主提案議案と実質的にほぼ同一であり、2022年5月12日に開催した本臨時株主総会において、いずれも否決されております。当社は、株主提案権が重要な少数株主権の一つであることに照らし、本株主提案を本定時株主総会の議案として採用いたしました。が、本株主提案は、非常に近接した時期において繰り返し同一の議案の審議を求めるものであって、権利濫用に該当し得る不当な要求であると考えております。

以上

株主総会会場ご案内図



会場

シティプラザ大阪 4階
「KAI - 海 -」

大阪府中央区本町橋2番31号

交通

- 地下鉄堺筋線・中央線「堺筋本町駅」
①号、②号出口より徒歩約6分
- 地下鉄谷町線・中央線「谷町四丁目駅」
④号出口より徒歩約7分

※駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからずご了承くださいませようお願い申し上げます。